令和8年度 第4期【2027年】1月～3月のお申し込みは 受付開始 12月5日(土)～ 定員になり次第締切 見学・体験WEB予約➡ TEL 053-456-1223 受付時間 月～土(9:00～21:00) 日(9:00～17:00)

クラフト工房 3ヶ月分 受講料

手編み	文芸科学省許可 財団法人日本編物文化協会手編ウイストラクター 藤本 あきこ	水	10:00～12:00	全11回 11,000円 (税込12,100円)	
	藤本あみもの教室講師 恒川 葉子	水	18:30～20:30		
卓上手織り	文部科学省許可 財団法人日本編物文化協会手編ウイストラクター 藤本 あきこ	第1・3金	10:00～12:00	全6回 7,800円 (税込8,580円)	
		第2・4金	13:00～15:00		
細方眼編み(かぎ針)	編方眼(かぎ針)編み講師 鈴木 好世	第2・4土	13:00～15:00		

洋裁(文化式) 月 10:00～12:00 / 13:00～15:00 / 18:30～20:30

AULA.ソーイングスクール 戸澤 智也 他

1人ひとりにあわせて ご希望のアイテムを 型切り等に指導致します。

全11回 11,000円 (税込12,100円)



かんたんソーイング 金 13:00～15:00 / 15:10～17:10

文化学院 ソーイング スクール 講師 八木 京子

簡単に作れて 型に着られる シンプルなデザインの 服作りご希望のアイテムを 作れます。お答えさんと お話しの服を作れます。

全6回 7,800円 (税込8,580円)

楽しいソーイング 月 15:30～17:30 / 18:30～20:30

ファッションクリエーター 鈴木 裕子



アメリカンパッチワークキルト 第1・3月 10:00～12:00 / 第2・4月 10:00～12:00

コットンギャラリー 一般 主宰 臼井 一絵 太田 広美

全6回 10,200円 (税込11,220円)

木目込み人形 第1・3水 13:00～15:00 / 第2・4水 13:00～15:00

とことけせつこ 木目込み教室主宰 徳武 節子

別途、教材費1作品 300～800円

全6回 7,800円 (税込8,580円)

ビーズアクセサリーづくり 第3金 10:00～11:30

ビーズインストラクター 小笠原 真子

別途、教材費1作品 3,500～5,000円

全3回 3,900円 (税込4,290円)

ビーズアクセサリー(基礎・応用) 第2日 10:00～12:00 / 13:00～15:00

ビーズインストラクター 小笠原 真子

別途、教材費1作品 3,500～5,000円

全3回 4,200円 (税込4,620円)

純銀アクセサリーづくり 基礎・応用 第1・3月 10:00～12:00 / 13:00～15:00

銀粘土技術認定講師 小笠原 真子

別途、教材費1作品 6,000～15,000円

全6回 7,800円 (税込8,580円)

トールペイント 第1・3月 10:00～12:00 / 第1・3火 13:00～15:00 / 第2・4火 13:00～15:00

園芸療法士の トールペイント教室担当 松本 裕代

国家を生かして、木製品などに絵具で描きます。

全6回 7,800円 (税込8,580円)

楽しい籐工芸 第1・3木 10:00～12:00

バスケタージーザパン 作家協会会員 山折 周子

全6回 7,800円 (税込8,580円)

人気 人気講座 ☆残席わずか ★満席または、残席わずか 満席の場合 キャンセル待ち可

こどもスクール

※大人の講座で、子供でも年齢によっては受講できる講座も多数ありますので、WEB・電話にて是非お問合せ下さい。

3ヶ月分の受講料です!

スポーツ 3ヶ月分 受講料

こども体育

(2歳6ヶ月～4歳児) R4.4.2～R6.7.1生 木 15:00～16:00

年中・年長(5～6歳児) R2.4.2～R4.4.1生 木 16:00～17:00

マット、鉄棒、とび箱、ドッジ、ミニバス、なわとび(短縄、長縄)等で楽しく運動!

全11回 11,000円 (税込12,100円)

初回のみ講義代 2,800円





こども体育指導講師 大原体育教室 主宰 犬塚 睦子

金 15:00～16:00

小1・小6対象 スキー教室・夏期合宿 ※詳しくはイベントをお読み下さい(参加は任意)

小1～2年生 金 16:00～17:00



小3～6年生 金 17:00～18:00



ジュニア新体操

(年長～小学生) 火 17:10～18:10

(小中学生) 土 18:00～19:00

全11回 11,000円 (税込12,100円) フープ、ボール、クラブ、リボン、ロープの5つの手具を使用!

日本女子体育大学 新体操部卒業 根岸 美佳

杉本 柚奈

和道会空手(小1～中学生)※親子で可

和道会静岡県本部 副本部長 杉浦 大祐

日 13:00～14:30 / 15:00～16:30

全11回 11,000円 (税込12,100円)

ダンシング 3ヶ月分 受講料

こどもジャズダンス(4歳～小2)

JAZZ ARAKAWA'S DANCIN 講師 荒川 美幸

水 17:00～18:00 / 火 17:10～18:10

全11回 11,000円 (税込12,100円)

自由な表現、スケアップ、リズムにとらわれずのびのびと楽しく踊れる事を基本とし、基礎を身につけ、また身体作り等も含めて基礎から指導するので初心者も安心!

ティーンズヒップホップダンス(小3以上)

大人と合同クラスです。

元ディズニーリゾートエンターテイナー 元KAT-TUN やKis-My-Ft2 JAZZ ARAKAWA'S DANCIN 恒川 怜美 他

全11回 11,000円 (税込12,100円)

関東大学リーグ、ジャニーズ、劇団四季、G.Dクッセミュージカル出身など、数多くを輩出してきた JAZZ ARAKAWA'S DANCIN の名門共演指導陣!

火 18:30～20:00



こどもバレエ

幼児(年少～年長)

TAKAKO ダンシングカンパニー 主宰 永井 誉子

月 16:15～17:15 / 土 15:00～16:00 / 月 17:20～18:20 / 土 16:10～17:10

全11回 11,000円 (税込12,100円)

(小学生)

バレエの基本を楽しく身につけ、スタイルも美しく感受性豊かな心を育てます。



おんがく教室 3ヶ月分 受講料

マタニティ&ベビーリトミック(うたのコンサート&マッサージ)

リトミック研究センター認定講師 日本リトミック協会正会員 藤田 知美

場所:センターから歩いて すぐのエムアイビル

第1・3金 プレママ&1歳～1歳6ヵ月まで 11:00～12:00

外国のおもちゃをつかった楽しい知育親子おんがくひろば リトミック Music&Toy (1歳6ヶ月～3歳年少)

幼児リトミック研究センター認定講師 日本リトミック協会正会員 藤田 知美

第1・3月 2歳～4歳(年少) 10:00～11:00

第3金 1歳6ヵ月～3歳 10:00～11:00

親子どれみひろば(ピアノ&リトミック)

(1歳 幼稚園 ～4歳 園)

ピアノを弾いてリトミック 「こうき・思いやり」で 豊かな心を育てます。

第2・4日 9:00～10:00

どれみひろば(ピアノ&リトミック)

(年中・年長(5・6歳 園))

第2・4日 11:00～12:00

場所:センターから歩いて すぐのエムアイビル

ぴあのひろば(グループレッスン)

4～6歳児

武蔵野音楽大学、同短期大学、国立音楽大学、桐朋学園大学、洗足学園音楽大学、東京音楽大学、昭和音楽大学、東京藝術大学、東京学芸大学、横浜国立大学、上野学園大学、尚美学園大学、尚美ミュージックカレッジ専門学校、ヤマハ音楽院、ヤマハ講師、ピティナ・ピアノコンペティション

NAOKO

金 15:30～16:20

全9回 10,800円 (税込11,880円)

別途講師登録費 3ヶ月 2,000円

アネスト社(1冊) 3,718円

グランドピアノレッスン!

高田 栄子 月 15:00～18:00

野島 幸 月 18:00～21:00

こどものピアノ

鈴木 琴美 火 15:00～21:00

鈴木 琴美 水 15:00～21:00

ソルフェージュ聴音(4歳～高校生)

個人レッスン

高田 栄子 木 15:00～21:00

高田 栄子 金 15:00～19:30

全11回 15,000円～ (税16,500円～)

別途講師登録費 3ヶ月 2,310円

ポピュラーフェージュは 鈴木琴美講師が担当

野島 幸 土 9:00～17:00

ピアノ発表会

毎年開催



こどものピアノ教室(4歳～高校生)

個人レッスン

(30分ずつ時間を指定)

岡本 美佐 土 17:00～21:00

鈴木 琴美 日 9:00～16:00

1ヶ月初めてという方から4歳～高校生対象の方まで楽しくレッスン!

全9回 12,600円～ (税13,880円～)

幼児ピアノ

NAOピアノ&リトミック教室(赤松市中央区福子町)

(3歳6ヶ月～6歳児)

NAOKO

(30分ずつ時間を指定)

武蔵野大学ピアノ科 元 講師 NAOピアノ&リトミック教室主宰 NAOKO

金 15:00～15:30 / 15:30～16:00

別途諸持管理費 3ヶ月2,000円

テキスト代1冊2,464円

こどものピアノ馬郡教室(4歳6ヶ月～高校生)

(30分ずつ時間を指定)

名古屋音楽大学ピアノ科卒 ピアノ講師 鈴木 琴美

場所:赤松市中央区馬郡町

月 15:00～20:30 / 木 15:00～20:30

全11回 15,000円～ (税16,500円～)

別途諸持管理費 3ヶ月2,310円

こどものピアノ湖西教室(4歳～高校生)

個人レッスン

(30分ずつ時間を指定)

カワイ中央音楽室講師 加藤 恵美

場所:(有)オオノアビエ周辺 (諸西杯最寄り2駅1020-4)

火 15:00～20:00 / 水 15:00～19:00 / 木 15:00～19:00 / 土 9:30～19:00

明るく 元気な講師が 揃えて 楽しく指導いたします。



英会話・英語 3ヶ月分 受講料

親子で英会話(1歳9ヶ月～3歳児)

社会保険センター浜松英会話講師 岩本 真由美

第2・4日 9:00～10:00 / 10:00～11:00

全6回 7,800円 (税8,580円)

豊富も一緒もるこの時間に 楽しく 自然に 英語に触れる レッスンをとカードを使った 表現豊かで楽しい授業を 一緒に英会話に楽しく 挑戦!

キッズの初めて英会話(年少～年長)安心の少人数レッスン

社会保険センター浜松英会話講師 岩本 真由美

第2・4日 10:10～11:10 / 11:10～12:10

全6回 7,800円 (税8,580円)

初めての英会話が 楽しいものになるか 嫌いになるかは 最初の1歩 ここから 楽しく 自然に 英語に触れる 楽しい授業を 心がけています。

放課後英会話

デビュー(小1～6年生) mizuki 代表 平山 愛 アドバンス(小1～6年生)

水 16:30～17:30 / 水 17:40～18:40

全11回 11,000円 (税12,100円)

こども英会話

(小1～2年生) エデン・ヒライ (小3～4年生)

土 13:20～14:20 / 土 14:30～15:30

(小5～6年生) Eden English Steps

土 15:40～16:40

中学生の英会話

日 15:30～17:00

英検3級

日 9:00～10:00

英検準2級

日 10:00～11:00

英検2級

検定対策

社会保険センター浜松英会話講師 北村 京子

日 11:00～12:00 / 日 12:30～13:30

全11回 12,100円 (税13,310円)

英検準1級

日 12:30～13:30

英検面接対策講座

10名様限定

英検合格に欠かせない 面接対策を 単発講座で 学ぶ 人気の 短縮版 です。 基礎 から 学習 の 面接を 完全 に 練習 します。

3級 火 18:00～19:00 / 準2級 土 18:30～19:30 / 2級/準1級 土 19:30～20:30

全2回 9,000円 (税9,900円) / 全3回 13,500円 (税14,850円)

絵画

こども絵画・造形(年中以上)

(絵画)天光会会員 読売美術協会副会長 絵画造形教室主宰 石原 紀子

(造形)読売新聞社 Good Art代表 池谷 雅之

土 13:15～14:45 / 土 15:00～16:30

全11回 11,000円 (税12,100円) 別途、教材費 3ヶ月 300円

こども絵画・造形(小学生以上)

武蔵野美術大学 造形学部卒業 読売こども絵画教室主宰 杉浦 美由紀

第2・4日 13:30～15:00

全6回 7,800円 (税8,580円) 別途、教材費 3ヶ月 2,000円

こども絵画デザイン・発展(小学生以上)

女子美術大学卒 竹山 まり子

第2・4日 15:15～16:45

水彩画(小3以上)

※基礎から 6ヵ月 と 通常 より 大人との合同クラスです。

社会保険センター浜松 水彩画講師 天羽 凛

全3回 4,000円 (税込4,400円) 別途、教材費3ヶ月 4,500円

第2日 9:30～12:30 / 大

まずめにの 水彩で パステル 画を 描いてみましょう。

スタディ 3ヶ月分 受講料

こどもの習字(年中～中3)

静岡県書道連盟 常任理事 日展入選 読売書法会理事 田代 香桃

木 17:15～18:15

全11回 11,000円 (税12,100円) 別途テキスト代 小学1,650円

第2・4土 9:40～10:40

第2・4土 16:30～17:30

全6回 7,800円 (税8,580円) 別途、テキスト代 3ヶ月1,650円、お清書代 3ヶ月660円

静岡大学卒業 読売書道展 奨励会 文部科学省 指導者 講師 資格 鈴木 慧翔

第1・3日 9:30～10:30

第1・3日 10:30～11:30

こどもの作文(論文がよくなる)(小学生)

声に Study Room 馬場 戸田 光彦

小学生までに ぜひ 身につけたい 論理的思考力 を 育む 講座 です。 作文 が 苦手 な 子 も 得意 な 子 も 一緒に 学べます。

第1・3日 9:30～10:30

全6回 7,800円 (税8,580円)

そろばん(珠算・暗算)(小1以上)

尾崎珠算学校主宰 尾崎 勝也

そろばん習って 算数好き!

そろばんは 計算・暗算 力だけではなく、脳を鍛える 学習法 です。 脳の 活性化・記憶力 を高める 効果 があります。

土 9:30～10:40

全9回 9,000円 (税9,900円)

土 10:50～12:00



そろばん進呈 先着20名様

センスアップ 3ヶ月分 受講料

こども茶道(裏千家)(小学生～中学生)

裏千家淡交会 浜松支部準教授 関 宗麻

茶・お菓子のたたき方、茶の立て方など 茶道と作法を楽しく学びます。

第1・3日 13:00～14:30

全6回 7,800円 (税8,580円) 別途、水屋料 3ヶ月1,800円

こども将棋(小学生～中学生)

公益社団法人 日本将棋連盟公認指導棋士 間渕 秀明 他講師

将棋は記憶力・思考力・集中力・判断力 を鍛えながら 楽しめます。

第2・4日 13:30～15:00

全6回 7,800円 (税8,580円)



マナベル倶楽部 講師と行く登山旅! 登山ツアー

受講料不要(旅行代金のみ)

登山レベル 新トレッシューズ・風具 入門 初級 中級 上級者向き

レベル表示 星印無し…標高差100～300m ☆…標高差300～600m ☆☆…標高差600～800m ☆☆☆…標高差800～1,300m

- 歩行距離・歩行時間等は登山地図・ガイドブック・講師の情報・過去の記録等を勘案した標準的な目安です
- 天候やルートの状況・混雑度、参加者の体力や技能等により行程や時間が大幅にずれる場合があります
- キャンセル料が、かかります ● 写真は全てイメージです

WEB割300円offご参加1人様

以下全ての条件を満たした場合に適用

①WEBでの申込み(登山ツアーのみ)
②メール送信型クレジットカード/コンビニ支払い
③郵送での書類不要(行程表、他)

登山ツアーWEB申込み

登山ツアーは11/12から お申込み受付開始しています。

マナベル倶楽部公式LINE

受付開始の最新情報などは、公式LINEで配信 ☆ぜひ友達登録をお願いいたします!

野外講座・ツアー 専用電話

TEL 053-456-1229

電話受付 月～土(9:40～18:30) 日(9:40～17:00)

マナベル倶楽部 浜松市中区北寺島町261-5

講師と行くトレッキング 初級

新旧・累計 新講師 尾上 章 79歳追申込み

大人気の登山ツアー!!変化に富んだ山歩きを楽しみます。トレッキングシューズ(登山靴)や上下別の雨具など登山装備が必要です。

1/17日・21木 富士山と駿河湾を望む 高草山(501m) 新春トレッキング

浜松1ルート 静岡側

10,500円 歩行距離:4km 歩行時間:3時間30分 高低差:約460m ■7:30発・17:00頃着

静岡県焼津市と藤枝市との境界にある標高501mの高草山。富士山や駿河湾の景色を楽しみながら、焼津の親しまれる里山・高草山をゆっくり歩きます。新年の健康づくりにもおすすめです。登山口の後は、静岡県下最大級の海産物観光市場「焼津さかなセンター」でお買い物をお楽しみ頂けます。

2/7日・18木 岐阜城を望む 金華山(310m) トレッキング

浜松西ルート 岐阜県

12,500円 歩行距離:4km 歩行時間:2時間 標高差:約300m ■7:00発・17:30頃着



織田信長ゆかりの岐阜城を目指し、長良川や濃尾平野の眺望を楽しみながら歩く早春のトレッキング。市街地に位置しながら豊かな天然林が残る低山、岐阜市のシンボル・金華山を歩きます。歴史ロマンあふれる岐阜城と、長良川や濃尾平野を見渡す眺望が魅力。

3/7日・18木 春の青葉山(336.3m)へ! 絶景と歴史を訪ねるトレッキング

浜松西ルート 三重県

16,800円 歩行距離:6.5km 歩行時間:約3時間20分 獲得高差:約310m ■7:00発・19:30頃着



鳥羽市の青葉山を歩く春のトレッキング。山頂付近からは伊勢志摩の美しい景色が広がります。海上安全の仁王様で知られる「青葉山正福寺」にも立ち寄ります。山門は見事な彫刻が彫られており、鳥羽市の指定文化財になっています。自然と歴史が楽しめるコースです。

講師と行くトレッキング 中上級

最終決 講師 尾上 章 79歳追申込み

1/27水 榛米きらめく 南沢山(1564m)～ 横川山(1615m)

浜松西ルート 長野県

※要アイゼン

17,900円 歩行距離:10km 歩行時間:5時間 標高差:650m ■6:30発・18:45頃着 レベル☆☆



2/24水 寧比曽岳 ねひそだけ(1121m)～ 段戸湖きらら の森 だんどこ

浜松西ルート 愛知県

※要アイゼン

12,900円 歩行距離:8km 歩行時間:4時間30分 標高差:320m ■6:30発・17:15頃着 レベル☆☆



3/24水 野登山 のとやま(852m) のミツマタ

浜松三重ルート 三重県

13,500円 歩行距離:8km 歩行時間:4時間 標高差:640m ■6:30発・17:15頃着 レベル☆



伊藤講師と行く 1日講座! 遠州ウォーキング

静岡県文化財保存協会 特別講師 伊藤 潔

神社・寺院・史跡・石碑等を解説付きで歩いてめぐります♪



※歩行距離 約4km(3時間程度) 雨天は中止

参加費 1,000円＋入場料など必要な日があります

要予約 ホームページ、電話、窓口で申込み/当日現地で(要金払い)

対象:小5～大人(小6には保護者と参加)

11/22(日)～受付開始

1/17日 浜松城公園周辺を歩く

浜松城公園(中央区主広場) 時計台静岡ベンチ9時集合

元城東照宮、五社神社など

1/24日 頭陀寺周辺を歩く

社会保険センター浜松 1階受付 9時集合

頭陀寺、津毛利神社など

2/14日 お菓子の老舗を巡る

ZAZAシティ中央館1階 MOSバーガー前 9時集合

まるたや本社工場直営店、御菓子司花鈴、こぎくなど

2/28日 浜松城公園周辺を歩く

浜松城公園(中央区主広場) 時計台静岡ベンチ9時集合

茶室「松韻亭」で和菓子とお茶(+500円)、観使鉄道遺産歩道など

3/7日 掛川城内を歩く

JR掛川駅 南口 観光案内所 たびスタ 9時集合

天守、竹の丸、二の丸御殿など 茶室で抹茶と和菓子を(+960円)

3/21日 浜松城公園内を歩く

浜松城公園(中央区主広場) 時計台静岡ベンチ9時集合

日本庭園、本田宗一郎銅像、浜松城天守(+入場料200円)など

バス乗車場所のご案内

※各乗車場所の出発時刻の15分前には、ご集合ください。

■ 浜松西ルート センター→浜松駅→浜松アリーナ→舞羽(ねもと内科前)→浜松東区役所北側→浜松IC専用駐車場→浜松IC

■ 浜松西ルート センター→浜松駅→遠鉄八幡駅前→あいホール前→鳥居企料医院前→浜松西IC専用駐車場→浜松西IC

■ 浜松IC(東行) 浜松東区役所北側→浜松IC専用駐車場→はまそら会館→浜松アリーナ→天神町→相生→アクト南→センター

■ 浜松西IC(西行) 浜松西IC口付近→浜松西IC専用駐車場→あ田鉄研前→あいホール→城北工業高校→浜松学院高校→八幡駅→アクト南→センター

■国内募集型企画旅行 ご旅行条件(要約)
お申し込みの際に必ずお読みください。この旅行は、当社が旅行業法に基づき定めた旅行条件書(約款)に従って募集する旅行です。お申込みの際は、コースごとに記載されている内容をご参加ください。お申込書と同時に、確認書面(印鑑)及び旅行代金をお支払いください。(通常旅行代金は出発日の前日から起算して14日目までにお願いします。)(4)ご旅行者が確認書面を受け取られた時に、旅行契約が成立します。

(1)旅行代金について:(1)旅行代金には、旅行日程に明示した運送機関の運賃・税金・観光入場料金・食事代・宿泊費用がコースの必要最低限、上記諸費用以外の費用のご負担となります。(2)旅行代金に含まれないものは、上記の諸費用以外の費用と1.2倍未満(小学生)の方はこども料金を適用とさせていただきます。

(2)旅行代金のお支払い:旅行代金は、旅行開始前日までにお支払いください。

※お客様による旅行契約の解除・払い戻し
お申し込み後、お客様の都合により旅行契約を解除される時は、旅行開始前日から起算して8日目にあたる日以降、取消料を申し受けます。(当社休業日を含む)

国内旅行取消日区分	取消料(おとなり)	
	電話受付(入所日、起算)	日程予約
旅行開始日の前日から起算して8日目にあたる日以降	20%	20%
旅行開始日の前日から起算して15日目にあたる日以降	20%	20%
旅行開始日の前日から起算して30日目にあたる日以降	30%	
旅行開始日の当日	40%	
旅行開始後	50%	

※旅行開始後の解除に関しましては、旅行代金の50%を申し受けます。ご参加旅行人員について
指定の乗り込コースの場合は25名以上にて催行いたします。

かつ急激な天候の悪化等により、その主旨、身体、あるいは他のお客様に危険を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合は、旅行開始後であっても、旅行契約を解除し、旅行を中止させていただくことがあります。

(3)旅行代金の変更:
旅行代金は、運賃・宿泊料金等の変動により、増額することがあります。

(4)旅行契約の成立:
申込金は、旅行代金の一部として取扱いますので、あらかじめご了承ください。

(5)旅行契約の内容の変更:
当社は、お客様から旅行契約の内容の変更の要望があり、当社が承認した場合、旅行契約の内容を変更することがあります。

(6)旅行者の責任:
旅行者は、当社が旅行業務を行うために必要な次の事項を当社に対して提供しなければなりません。
お客様のお名前、年齢、性別、住所、電話番号、緊急連絡先

(7)旅行者の義務:
旅行者は、法令及び公序良俗に反する行為、他人に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。

(8)当社の責任:
当社は、当社又は当社の手配した者が、旅行者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(9)旅行者の責任:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(10)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(11)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(12)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(13)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(14)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(15)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(16)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(17)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(18)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(19)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(20)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(21)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(22)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(23)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(24)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(25)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(26)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(27)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(28)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(29)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(30)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(31)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(32)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(33)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(34)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(35)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(36)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(37)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(38)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(39)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(40)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(41)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(42)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(43)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(44)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(45)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(46)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(47)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(48)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(49)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(50)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(51)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(52)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(53)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(54)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(55)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(56)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(57)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(58)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(59)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(60)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(61)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(62)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(63)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(64)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(65)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(66)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(67)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(68)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(69)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(70)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(71)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(72)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(73)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害を与えたときは、当社に故意又は過失がある場合を除き、1名様につき15万円を限度として、その損害を賠償します。

(74)旅行者の義務:
旅行者は、当社又は当社の手配した者に対して損害